

## ふれあい歴史体験講座 縄文土器作りの様子



粘土で土器を作っています。



参加者それぞれの持ち味が表れた土器ができています。



土器が焼きあがるのをじっくり見守りながら待ちます。

ふれあい歴史体験講座では、昨年12月6日と年明けの1月11日の2日間にかけて、縄文土器作りを行いました。作った土器を約1ヶ月かけて乾燥させ、さらに半日じっくりと野焼きします。時間をかけて大事に作った縄文土器が完成すると、参加者からは感動の声が上がっていました。

来年度も開催を予定しています。年に1度だけの講座ですので、どうぞお見逃しなく！

## ふれあい歴史体験講座

定員	各回70名(先着順)
時間	午前の部 9時30分～ 午後の部 14時～

実施日	内容	時間	材料費	受付開始日
2月14日(土)	管玉・丸玉作り	午前のみ	260円	受付中
2月28日(土)	土笛作り	午前・午後	50円	2月7日(土)
3月14日(土)	火起こし	午前のみ	無料	2月21日(土)
3月28日(土)	勾玉作り	午前・午後	200円	3月7日(土)

応募 上記の受付開始日より、電話にてご応募下さい。  
(大分市歴史資料館：097-549-0880)

## テーマ展示解説講座

内容	講座室でテーマ展示「庄屋のお仕事—江戸時代の村の生活」についてスライドなどで解説したのち、展示室をご案内します。
日時	2月22日(日) 14時～15時30分
講師	大分市歴史資料館職員
参加費	講座は無料ですが、展示をご覧になる場合は観覧料が必要です。

## ミュージアム・シアター

実施日	2月22日(日) ◎「隠れた偉人 南一郎平と広瀬水路」 ◎まんが日本昔ばなし「だんだらぼっち」「ムカデの使い」 3月22日(日) ◎「色鍋島」 ◎まんが日本昔ばなし「屁ひり女房」「旅人馬」
-----	---

時間	13時～14時
料金	無料 ※事前の予約は必要ありません。

## 利用案内

- 開館時間 9時から17時(入館は16時30分まで)
- 休館日 月曜日 但し第1月曜日は開館し、翌日が休館  
祝日の翌日(土・日曜の場合は開館)  
年末年始(12月28日～1月4日)
- 観覧料 大人200円(団体150円) 高校生100円(50円)  
※団体は20名以上、小中学生は無料  
※特別展開催中は別料金となる場合があります。  
※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者は無料。  
(入館時に受付で手帳を提示してください。)
- 住所 〒870-0864 大分市大字国分960-1 Tel. 097-549-0880
- 交通機関 JR久大本線 豊後国分駅下車  
大分バス 国分新町ゆき 歴史資料館入口下車  
大分自動車道 大分I.C.、光吉I.C.ともに約15分



## 大分市歴史資料館

OITA CITY HISTORICAL MUSEUM

## ニュース

vol.  
86  
2009.2.7

大分市歴史資料館 テーマ展示Ⅳ

庄屋のお仕事  
—江戸時代の村の生活

2月7日(土)～3月29日(日)

発行日：平成21年2月7日

発行：大分市歴史資料館 〒870-0864 大分市大字国分960-1 Tel.097-549-0880

※ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>(大分市ホームページ)の「施設ガイド」も併せてご覧下さい。

# 庄屋のお仕事 —江戸時代の村の生活

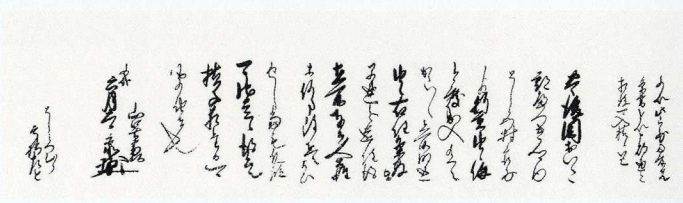
会期：2月7日(土)～3月29日(日)

江戸時代の庄屋さんと聞いて、どんなイメージを持ちますか。厳しく年貢を取り立てて農民を苦しめる人。それとも、彼らの生活を守るために尽くす人。これらのイメージは、藩の村支配を担当した郡代・代官などの役人と、村内の農民たちをつなぐ庄屋という仕事に深く関わっているとみられます。

本テーマ展示では、代々臼杵藩領大分郡戸次の「利光村」の庄屋（大庄屋）であった高橋家に伝わる古文書をもとに、庄屋の仕事と村の生活について紹介します。

## 戸次利光村の庄屋高橋家

豊臣秀吉は、文禄2年（1593）5月に大友吉統（義統）を改易し、その旧領豊後国に宮部法印継潤、山口玄番頭宗永の二人の奉行人を派遣して太閤検地を実施しました。高橋家にはその一人、山口宗永が同年6月、同家の先祖にあたる高橋左近へあてた書状、および當毛付之次第という14ヶ条からなる触書が伝えられています。これらによると、左近は利光村の「庄屋」（または「肝煎」ともよばれた）であったことが分かります。触書によれば、当時の豊後国は大友氏の改易などにもなう混乱から各地で土地の放棄がなされ荒廃した状況にあり、左近に宛てられた書状には、そうした在所を離れた者たちを呼び戻して当年の穀物の実りに尽力するよう命じられています。左近が任じられた「庄屋」とは、まさに領主に対して村を代表し、村の経営や年貢の上納に奔走する役割を担った存在であったことがうかがえます。その後、慶長6年（1601）臼杵藩領となった利光村において、高橋家は同様に代々庄屋を任せられ、その村役人としての務めを行っていきました。

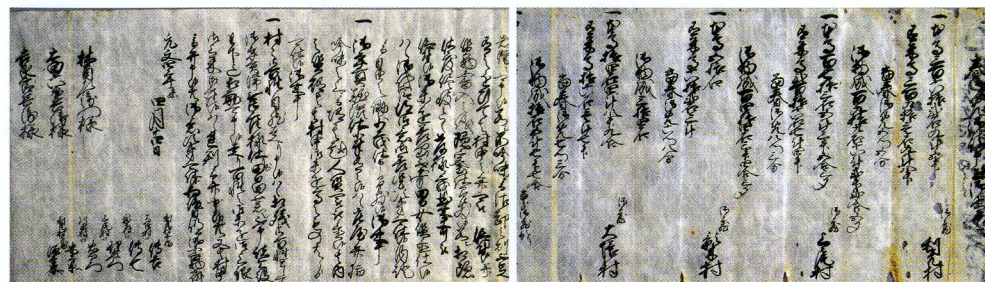


高橋左近あて山口宗永書状

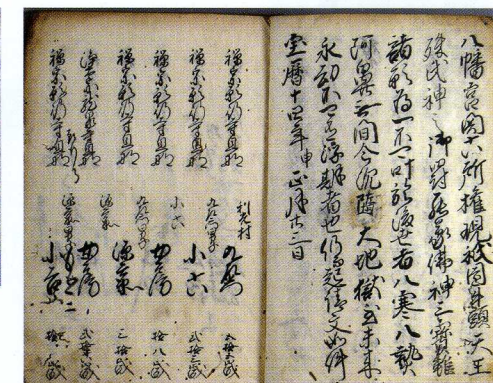
※臼杵藩では、数ヶ村を集めて村組とし、そこに庄屋、その下の各村には弁指の村役人を置いて村の行政を行わせました。後に庄屋は大庄屋、弁指は小庄屋と改称されました。高橋家が庄屋を務めた「利光村」は利光・大塔・影木・上尾・川原の5ヶ村から構成されていました。

## 庄屋のお仕事

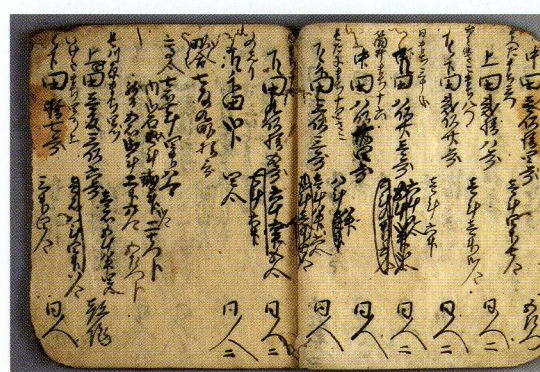
庄屋が行う最も重要な仕事が、村に課された年貢等を領主のもとへ完納することでした。庄屋はそのために村人に年貢等を割り付け集める実務を行いました。このとき個々の村人に割り付ける年貢量の基礎とされたのが、村人の持高を書き上げた名寄帳でした。さらにそこに記された持高をもとに年貢小割帳が作成され、年貢・諸役が村人たちへ具体的に割り付けられていきました。これに関連して、村人の生死や婚姻などによる移動を毎年把握することも庄屋の大切な務めとされました。そのために作成されたのが宗門人別改帳で、今日の戸籍に相当するものとして利用されました。また、村内や他村との間に起きた争いごとを調停し内々に解決をはかることも庄屋の重要な役割としてありました。その他、領主からの通達を村人に伝え、逆に村からの願いを領主のもとへ上申するなど、領主と村人との間をつなぐ数々の仕事を行いました。こうした仕事を遂行するため、庄屋のもとで数多くの村の帳簿や文書が作成され、管理されていきました。



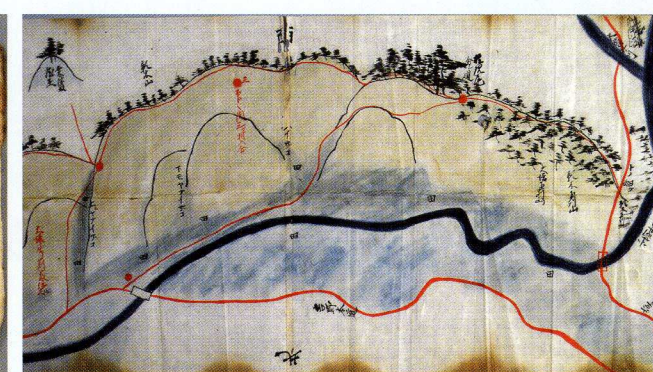
元文4年（1739）春御免相請申上御事 領主から毎年、その年に納める年貢量等を記した年貢割付状が村あてに発行されました。「利光村」ではこの内容を庄屋・弁指が連名で請け負った文書が作成され藩へ提出されています。



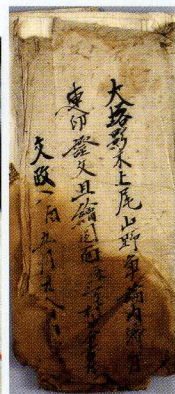
宝暦14年（明和元年・1764）利光村宗門人別改帳



正保4年（1647）「利光村」の田方名寄帳

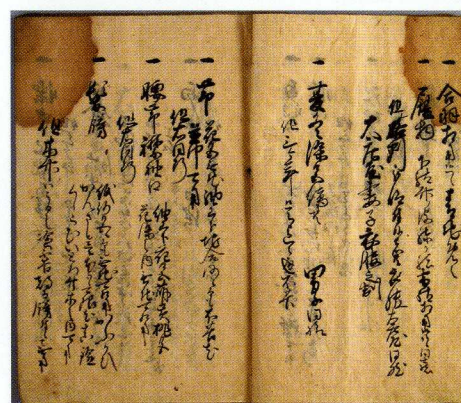


文政8年（1825）山野の刈敷場をめぐる上尾・影木・大塔村の争論の記録と絵図



## 庄屋の格式

天保13年（1842）に臼杵藩が出した在中御制度書によると、庄屋（＝大庄屋）をはじめとする村人を格付けし、それぞれに格に応じた衣服の着用や家造などが命じられています。庄屋は浅黄（薄い藍色、浅葱とも書く）の紋付を着用するとされ、一目でそれと分かるようになっていました。家造では、玄関や雨戸を設けることが村で唯一庄屋のみに許されています。藩はこうした村人の格付けによる住まいや衣服に区別を設けることで、庄屋を頂点とした村内の再秩序化をはかっていったものとみられます。また、庄屋は村人の模範として「万事心得」が第一とも記されています。そのため庄屋はそれに見合った教養を積むことが求められ、高橋家にはそのことを示す実用書や文芸書などの書物も伝えられています。



在中御制度書



農業全書 穀物・諸木などの栽培方法を記した農書

**表紙紹介** 天保8年（1837）の竿入れ検地にともない作成された「利光村」の絵図で、そこに描かれた庄屋高橋家の屋敷図です。村内の他の百姓の家と比べて、ひときわ大きな敷地と家構えをもち、通りに面し大・小二つの門が構えられています。また、白壁・瓦葺の土蔵も建てられています。天保13年（1842）に藩から出された在中御制度書によると、その住いには、藩の役人らをむかえるための御成座敷も設けられていました。そして、その普請や庭周りの整備などは藩から村々の百姓らに命じられて行われていました。庄屋の住居が村の公的な場としてあったことが分かります。